

第44回長野県看護研究学会

応募要領

(2025年度)



公益社団法人長野県看護協会

TEL 0263-35-0421 FAX 0263-34-0311

目 次

	ページ
I 第44回長野県看護研究学会開催概要	1～2
II 参加に関すること	3
III 一般演題の登録に関すること	4～6
IV 抄録に関すること	7～11
V 発表に関すること	12～13

個人情報取り扱いについて

公益社団法人長野県看護協会は、参加申込、演題・論文登録、交流集会・論文査読者応募により、本会へ提出いただいた個人情報に関して、個人情報保護関係法令および規範を遵守し、適切に管理し、受付、各種通知、抄録集・学会誌の編集および発送、問い合わせ、意向調査などに利用します。

また、抄録集・学会誌の校正および発送にあたり、ご登録いただいた氏名・発送先住所・所属施設名・連絡先を、契約した制作会社に提供いたします。個人情報の第三者への提供停止などをご希望の場合は、長野県看護研究学会事務局へお問い合わせください。

著作権の譲渡について

長野県看護研究学会抄録集および学会誌に掲載された著作物の複製権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権等は本学会に譲渡されたものとなります。著作者自身のこれらの権利を拘束するものではありませんが、再利用する場合は事前に長野県看護研究学会事務局までご連絡ください。

演題登録後の変更について

登録後に筆頭演者、所属など変更になる場合、取り下げる場合は、速やかに、長野県看護研究学会事務局までご連絡ください。

I 第44回長野県看護研究学会開催概要

1.学会テーマ

「看護の価値創造と未来」ともに生きる・ともに暮らす・ともに働く

2.日時

2025年10月4日(土) 9:00～16:00 会場受付開始 8:00～ (予定)

3.会場

長野県看護協会会館 松本市旭 2-11-34

4.内容

会場(長野県看護協会)にて行います

●口演/示説(ポスター)

- ・研究報告
- ・症例報告
- ・業務改善報告

●教育講演

「DXを通じて考える看護の未来」

東京医療保健大学 医療保健学部 医療情報学科 教授 瀬戸 僚馬氏

●特別講演

「重い病を持つ人とこれからの医療・ケアについて話し合う」

筑波大学 医学医療系 臨床医学域(緩和医療学) 教授 木澤 義之氏

●学会スペシャル企画

「見せます！委員会活動の底力Part2」

教育委員会

認定看護管理者教育課程運営委員会

医療安全委員会

5.問い合わせ先

長野県看護研究学会事務局

〒390-0802

長野県松本市旭 2-11-34

公益社団法人長野県看護協会

TEL 0263-35-0421(代)

FAX 0263-34-0311

E-Mail gakkai@nursen.or.jp

演題登録・事前参加申込・学会誌登録

演題登録

- ・ **演題登録期間:4/1(火)～5/20(火)正午厳守**
- ・ 演題の修正は、登録期間内であれば修正可。
- ・ 一般演題は、口演または示説(ポスター)による発表になります。演題登録時に希望する発表を入力してください。なお、最終的には学会委員会で決定します。

演題登録採択の 決定通知

- ・ 6/30(月)までに、採択決定通知を送付予定。

事前参加申込 学会誌申込

- ・ **事前参加申込期間:7/1(火)～8/24(日)厳守**
※筆頭演者・共同研究者の方も申込が必要です。
- ・ ※事前参加参加費価格になります。
- ・ 学会誌の申込は、事前参加申込からお願いします。

事前参加 申込者へ

- ・ 参加費入金確認ができた方へ、抄録集ダウンロードのパスワードをご連絡します。
- ・ **※抄録集の送付はありません。事前にダウンロードしてください。**
- ・ ※抄録集を冊子でご希望される場合は、当日受付にて購入可能です。
- ・ 【抄録集1冊1000円(税込)】

当日参加者へ

- ・ **学会当日参加受付可**
- ・ ※当日参加費価格になります。
- ・ **※抄録集のダウンロードは、出来ません。**
- ・ ※抄録集を冊子でご希望される場合は、当日受付にて購入可能です。
- ・ 【抄録集1冊1000円(税込)】

学会

- ・ **2025年10月4日(土)9:00～16:00開催**
- ・ ※集合開催のみ。Web開催はありません。
- ・ ※教育講演及び特別講演のみオンデマンド配信。
- ・ ※オンデマンド配信期間:10/11(土)～10/31(金)17:00まで
- ・ ※オンデマンド配信のパスワードは、別途お知らせいたします。

学会誌

- ・ **登録申込期間:10/6(月)～11/24(月)正午厳守**
- ・ 2回の査読を経て、最終採否結果を2026/3/5までにお知らせいたします。
- ・ 学会誌の購入を事前申込された方へ、2026年4月中旬頃に郵送いたします。

II 参加に関すること

1.参加資格

長野県看護協会会員・非会員(他職種含む)・看護学生

2.参加費(税込)

区分	(事前申込参加費) ※抄録集(ダウンロード)代を含みます ※但し、別途システム手数料と振込手数料が かかります	(当日参加費) ※抄録集のダウンロードは、出来ません
会員	5,000 円	6,000 円
非会員	7,000 円	9,000 円
看護学生	1,000 円	1,000 円

納入された参加費等は、返金致しません。

参加証明書・及び領収書の再発行は出来ませんので、大切に保管してください。

3.冊子(税込)

冊子の種類	冊子代
抄録集	1,000 円(当日会場にて購入可)
学会誌	1,500 円(送料含む)

4.事前参加申し込み期間

7月1日(火)～8月24日(日)厳守

5.事前参加申し込み方法

事前参加申し込み期間中に、長野県看護協会ホームページ <https://www.nursen.or.jp/>より、研修情報管理システムの「長野県看護研究学会 事前参加申込」から入力してください。

6.入金方法について

長野県看護協会ホームページ <https://www.nursen.or.jp/>より、研修情報管理システムでお知らせします。なお、振込手数料は、申込者負担となりますのでご了承ください。

7.参加にあたっての注意事項

- ・会場内では、携帯電話・スマートフォン・タブレット端末等は、マナーモードにしてください。
- ・会場内での Wi-Fi 利用はご遠慮ください。
- ・**会員の方は会員証を、非会員の方は研修情報管理システムから受講票(QRコード)を印刷し、忘れずにご持参ください。**

8.その他の注意事項

- ・学会内の一切の情報について、録画・録音・写真撮影・キャプチャ・スクリーンショット等や、詳細内容の SNS への投稿等は固くお断りします。
- ・腕章を付けた広報出版委員・報道機関が撮影した写真等を広報誌等に掲載させていただく事があります。

Ⅲ 一般演題の登録に関すること

1. 登録方法

1)登録資格

筆頭演者は、登録時に長野県看護協会会員であり、会費納入が確認できた方に限ります。

注)会員継続ならびに新入会手続きには時間を要します。会費が未納または会員手続きがお済みでない方は、早急に長野県看護協会 会員担当までお問い合わせください。

(長野県看護協会 入会のご案内 <https://nursen.or.jp/member/how-to-join/>)

2)筆頭演者

演題はオンラインにより筆頭演者が登録してください。

3)共同研究者

- ① 共同研究者とは、職種を問わず、実際に研究を行い、発表者と同等レベルに内容を把握している人です。
- ② 部分的な手伝いや原稿確認だけは、共同研究者とはみなしません。
- ③ 共同研究者は、演題登録時に、筆頭演者がオンライン上で登録してください。

2.演題登録期間

2025年4月1日(火)～5月20日(火) 正午厳守

3.抄録

チェックリスト(p9～p11)を確認の上作成し、演題登録期間内にオンライン上で登録してください。

4.演題受理

次の項目をすべて満たしている**研究報告、症例報告、業務改善報告**を受理します。

【研究報告】

- 1)研究報告とは、研究計画を立案し、研究倫理審査を受けた上で実施された観察研究、介入研究をさす。質的研究もこれに含む。
- 2)未発表の演題であること。他の学会・研究会および印刷物等にて投稿ならびに公表していないもの。
※研究結果が、リポジトリ(電子公開書庫)に掲載されている、施設や個人等のホームページに掲載されている、施設で作成した広報や冊子等に掲載されている場合は、公表されているとみなし、演題登録ができません。学会委員会が、公表されている演題であると判断した場合、いかなる時期にあっても登録および採択を取り消します。取り消しに伴い発生した抄録集の訂正等に要する費用は、原則として筆頭演者に負担して頂きます。
- 3)倫理的要件が満たされた研究内容であり、その旨がチェックリストで確認されていること。
- 4)演題登録期間内にオンライン登録が完了したものであること。

【症例報告】

- 1)症例報告とは、9例以下の症例について詳細を記述した報告をさす。研究倫理審査を必須とはしないが、施設長または部門長の許可を得て報告すること。
- 2)未発表の演題であること。他の学会・研究会および印刷物等にて投稿ならびに公表していないもの。
※当該症例が、リポジトリ(電子公開書庫)に掲載されている、施設や個人等のホームページに掲載されている、施設で作成した広報や冊子等に掲載されている場合は、公表されているとみなし、演題登録ができません。学会委員会が、公表されている演題であると判断した場合、いかなる時期にあっても登録および採択を取り消します。取り消しに伴い発生した抄録集の訂正等に要する費用は、原則として筆頭演者に負担して頂きます。
- 3)個人情報保護法を遵守し、倫理的に配慮された内容であり、その旨がチェックリストで確認されていること。
- 4)演題登録期間内にオンライン登録が完了したものであること。

【業務改善報告】

- 1)業務改善報告とは、看護上の工夫や、新たな仕組みの構築、業務上の改善についての報告をさす。研究倫理審査を必須とはしないが、施設長または部門長の許可を得て報告すること。
 - 2)個人情報保護法を遵守し、倫理的に配慮された内容であり、その旨がチェックリストで確認されていること。
 - 3)演題登録期間内にオンライン登録が完了したものであること。
- 5.演題登録区分 (※日本看護学会学術集会 演題登録規定 2025 年度版に準ずる)
次頁の表1:演題登録区分(1～44区分)から、抄録内容に沿った区分を選択し抄録内に記載する。
- 6.演題登録後の変更について
登録後に筆頭演者、所属など変更になる場合、取り下げる場合は、速やかに、長野県看護研究学会事務局までご連絡ください。

表1: 演題登録区分

		区分	
I	健やかに生まれ育つことへの支援	1	安全で安心な妊娠・出産
		2	院内助産・助産師外来の開設推進と評価
		3	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
		4	子育て包括支援
		5	障がいを抱える母子への支援
		6	その他
II	健康に暮らすことへの支援	7	セルフケア能力の向上
		8	健康維持・増進
		9	地域における保健医療福祉に係る計画策定等
		10	健康危機管理
		11	その他
III	緊急・重症な状態から回復することへの支援	12	緊急・重篤な状態の患者の臨床推論と実践
		13	患者の回復と生活の質の改善
		14	治療提供や新たな医療技術における倫理判断と意思決定
		15	その他
IV	住み慣れた地域に戻ることへの支援	16	円滑な在宅移行支援
		17	退院後の生活の調整
		18	訪問看護
		19	その他
V	疾病・障がいとともに暮らすことへの支援	20	疾病および障がいの重症化予防
		21	ケースのマネジメント
		22	療養と就業の両立
		23	本人と家族の意思尊重、意思決定支援
		24	その他
VI	穏やかに死を迎えることへの支援	25	苦痛と不安の緩和
		26	死に関する予測の告知と意思決定支援
		27	看取りケア
		28	その他
VII	看護制度・政策	29	看護制度
		30	看護政策
		31	その他
VIII	看護管理	32	看護の質管理
		33	医療安全・感染管理
		34	労務管理
		35	看護職の確保・定着
		36	看護業務
		37	チーム医療・チームケア
		38	その他
IX	看護教育	39	基礎教育
		40	新人教育
		41	継続教育
		42	その他
X	国際看護	43	国際看護
XI	災害看護	44	災害看護

IV 抄録に関すること

抄録の作成および演題登録に関する規定は、原則として、日本看護学会(公益社団法人日本看護協会主催)に準じます。

1.抄録執筆要領

1)規定

- (1) 共同研究者は4名以内とする。
- (2) 所属機関は5箇所以内(筆頭演者の所属を含める)とする。
- (3) 演題名(サブタイトル含む)は50文字以内とする。
- (4) 抄録本文は800文字以内とし、**半角文字は0.5文字とカウントする。**

2)様式

- (1) 抄録原稿は、文章のみとする。図表は不可とする。
- (2) 文体は「である」調とし、句読点は「、。」を用いる。
- (3) 和文・新かなづかいを用い、日本語訳が定着していない学術用語等は原語にて表記し、略語は原則として初出は略さずに表記する。
- (4) **アルファベットおよび数字は、半角文字とする。**

3)文字飾りについて

上付き文字などの文字飾りの場合、Word テンプレート上にて設定してください。

4)構成

構成は、原則として以下とする。

<研究報告の場合>

【はじめに】

研究の背景や、その研究にはどのような価値や意義があると考えているのかを示す。

【目的】

研究によって明らかにしたいことを示す。

【方法】

研究対象の選択、研究デザイン、データの収集・分析方法などを記載する。

たとえば、無記名による調査、オプトアウトによるインフォームドコンセント等、倫理的要件はここに記述する。

【結果】

その研究で得られたデータを記載する。客観的な事実やデータのみを記載し、研究者の考えや思いはここに記載しない。

【考察】

「結果」で記載した客観的事実から導いた研究者の考えや思いを「目的」に沿って記載し、今後の看護への示唆や課題等を述べる。

<症例報告の場合>

【はじめに】

症例報告の背景や、その症例報告にはどのような価値や意義があると考えているのかを示す。

【目的】

その症例報告によって明らかにしたいことを示す。

【症例】

報告する症例の背景情報を記載する。

【経過】

その症例の経過について客観的事実を記載し、発表者の考えや思いはここに記載しない。

【考察】

「経過」で記載した客観的事実から導いた発表者の考えや思いを「目的」に沿って記載し、今後の看護への示唆や課題等を述べる。

<業務改善報告の場合>

【はじめに】

その業務の背景や、その改善活動にはどのような価値や意義があると考えているのかを示す。

【目標】または【ねらい】

その業務改善における目標等を示す。

【取り組み】または【実践】

実際に行った業務改善について客観的事実を記載し、発表者の考えや思いはここに記載しない。

【考察】

「取り組み」または「実践」で記載した客観的事実から導いた発表者の考えや思いを「目標」または「ねらい」に沿って記載し、今後の看護への示唆や課題等を述べる。

2. 修正について

1) 修正期間

演題登録期間ならびに指定された修正期間中は、筆頭演者がオンライン上で何度でも修正することができる。

2) 登録期間後の修正

学会委員会から修正を求められた場合は、指定期日までに修正する。

3. 選考方法・選考の視点

1) 看護に関する内容であり、法規や指針に従って倫理的に配慮されている演題を採択する。

2) 採否については、学会長名で原則として筆頭演者に通知する。

3) 選考および発表演題の群分けは、「抄録選考基準」に基づき、学会委員が行う。

4) 採択の結果通知後であっても抄録集掲載にあたり必要な場合は、原稿の修正を求めることがある。

第 44 回長野県看護研究学会 演題登録チェックリスト (Ver.2)

研究報告用

- ※ 研究報告の演題登録に際して記載し、抄録入力システムに添付して提出してください。
- ※ チェック項目に該当する場合は○、該当しない場合は斜線をチェック欄に入れてください。
- ※ 「必」の項目は、該当すること(2項目の場合はいずれか一方に該当すること)が必須です。

	チェック項目	チェック欄
【応募資格について】		
1 必	筆頭演者は長野県看護協会の会員であり、看護職の共同研究者は長野県看護協会または日本看護協会の会員である。	
【抄録について】		
2 必	未発表の演題である。 *他の学会・研究会および印刷物等に投稿または公表した研究結果は受け付けられない。	
3 必	構成は、【はじめに】【目的】【方法】【結果】【考察】となっている。	
4 必	抄録本文は 800 字以内、演題名は 50 文字以内である。	
5 必	演題名は、抄録内容を反映している。	
6 必	文体は「である」調で、句読点は「、。」である。	
7 必	用語の使用・略語の使用や表記は規定に従っている。	
8 必	アルファベットおよび数字は、半角文字とする。	
9 必	入力規定に従って入力し、誤字・脱字の確認をした。	
【倫理的要件とその記述について】		
10 必	研究倫理に関する教育を受けている。(受講したセミナー名: _____)	
11 必	倫理審査委員会で承認された研究である。(倫理審査委員会名: _____)	
12 いずれ か必	対象者または代諾者から、研究の実施・報告の同意を得ている。 既存データ利用の研究のため、倫理指針に従ってオプトアウトを適切に実施している。	
13 必	対象者に不利益や負担が生じないように配慮して実施した研究である。	
14	既存の尺度やモデルの使用に際して、必要な許諾を得ている。	
15 必	対象者の個人情報(名前、生年月日、カルテ番号、肖像等)は削除し、日付は年月のみとし、さらに抄録本文の記述から対象者個人が特定されず、プライバシーが守れるよう配慮している。	
16	医療機器、看護・介護器具、医薬品名の記載には、一般名称を用いている。	
【演題申込について】		
17 必	応募要領ならびに本チェックリストに基づき抄録を確認した。	
18 必	所属施設の規定に従い、必要であれば管理者の許可または確認を得た。	
19	共同研究者をオンライン上で入力した。 * 共同研究者とは、職種を問わず、実際に研究を行い、発表者と同等レベルに内容を把握している人であり、部分的な手伝いや原稿確認だけは、共同研究者とはみなさない。	
特記事項:		

第 44 回長野県看護研究学会 演題登録チェックリスト (Ver.2)

症例報告用

- ※ 症例報告の演題登録に際して記載し、抄録入力システムに添付して提出してください。
- ※ チェック項目に該当する場合は○、該当しない場合は斜線をチェック欄に入れてください。
- ※ 「必」の項目は、該当すること(2項目の場合はいずれか一方に該当すること)が必須です。

チェック項目	チェック欄
【応募資格について】	
1 必	筆頭演者は長野県看護協会の会員であり、看護職の共同研究者は長野県看護協会または日本看護協会の会員である。
【抄録について】	
2 必	未発表の演題である。 *他の学会・研究会および印刷物等に投稿または公表した症例報告は受け付けられない。
3 必	構成は、【はじめに】【目的】【症例】【経過】【考察】となっている。
4 必	抄録本文は 800 字以内、演題名は 50 文字以内である。
5 必	演題名は、抄録内容を反映している。
6 必	文体は「である」調で、句読点は「、。」である。
7 必	用語の使用・略語の使用や表記は規定に従っている。
8 必	アルファベットおよび数字は、半角文字とする。
9 必	入力規定に従って入力し、誤字・脱字の確認をした。
【倫理的要件とその記述について】	
10	研究倫理に関する教育を受けている。(受講したセミナー名:)
11 いずれか必	倫理審査委員会で承認された症例報告である。(倫理審査委員会名:) 倫理審査委員会の審査は受けていないが、施設長や部門長の許可を得た症例報告である
12 いずれか必	対象者または代諾者から、データ利用と報告の同意を得ている。 倫理審査委員会の承認を得て、倫理指針に従ってオプトアウトを適切に実施している。
13 必	対象者に不利益や負担が生じないように配慮して実施した報告である。
14	既存の尺度やモデルの使用に際して、必要な許諾を得ている。
15 必	対象者の個人情報(名前、生年月日、カルテ番号、肖像等)は削除し、日付は年月のみとし、さらに抄録本文の記述から対象者個人が特定されず、プライバシーが守れるよう配慮している。
16	医療機器、看護・介護器具、医薬品名の記載には、一般名称を用いている。
【演題申込について】	
17 必	応募要領ならびに本チェックリストに基づき抄録を確認した。
18 必	所属施設の規定に従い、必要であれば管理者の許可または確認を得た。
19	共同演者をオンライン上で入力した。 * 共同演者とは、職種を問わず、実際に研究を行い、発表者と同等レベルに内容を把握している人であり、部分的な手伝いや原稿確認だけは、共同演者とはみなさない。
特記事項:	

第 44 回長野県看護研究学会 演題登録チェックリスト (Ver.2)

業務改善報告用

- ※ 業務改善報告の演題登録に際して記載し、抄録入力システムに添付して提出してください。
- ※ チェック項目に該当する場合は○、該当しない場合は斜線をチェック欄に入れてください。
- ※ 「必」の項目は、該当すること(2項目の場合はいずれか一方に該当すること)が必須です。

チェック項目		チェック欄
【応募資格について】		
1 必	筆頭演者は長野県看護協会の会員であり、看護職の共同研究者は長野県看護協会または日本看護協会の会員である。	
【抄録について】		
2 必	内容が未発表の演題である。 *ほぼ内容が一致する公表済みの業務改善報告は受け付けられない。	
3 必	構成は、【はじめに】【目標 または ねらい】【取り組み または 実践】【考察】となっている。	
4 必	抄録本文は 800 字以内、演題名は 50 文字以内である。	
5 必	演題名は、抄録内容を反映している。	
6 必	文体は「である」調で、句読点は「、。」である。	
7 必	用語の使用・略語の使用や表記は規定に従っている。	
8 必	アルファベットおよび数字は、半角文字とする。	
9 必	入力規定に従って入力し、誤字・脱字の確認をした。	
【倫理的要件とその記述について】		
10 必	施設長や部門長の許可を得た業務改善報告である	
11	人の情報の利用に際して、対象者または代諾者から、データ利用と報告の同意を得ている。	
	人の情報の利用に際して、オプトアウトを適切に実施している。	
12	人の情報の利用に際して、対象者に不利益や負担が生じないように配慮して実施している。	
13	既存の尺度やモデルの使用に際して、必要な許諾を得ている。	
14	人の情報の利用に際して、対象者の個人情報(名前、生年月日、カルテ番号、肖像等)は削除し、日付は年月のみとし、さらに抄録本文の記述から対象者個人が特定されず、プライバシーが守れるよう配慮している。	
15	医療機器、看護・介護器具、医薬品名の記載には、一般名称を用いている。	
【演題申込について】		
16 必	応募要領ならびに本チェックリストに基づき抄録を確認した。	
17 必	所属施設の規定に従い、必要であれば管理者の許可または確認を得た。	
18	共同演者をオンライン上で入力した。 * 共同演者とは、職種を問わず、実際に研究を行い、発表者と同等レベルに内容を把握している人であり、部分的な手伝いや原稿確認だけは、共同演者とはみなさない。	
特記事項:		

V 発表に関すること

1. 演題発表形式

1) 口演またはポスター(縦 180cm×横 90cm のポスター掲示スペース)での発表となります。

演題採否は、登録いただいた筆頭演者のメールアドレスにお知らせいたします。

発表方法は、ホームページ上に詳細をお知らせしますので、必ず確認の上、作成をお願いします。

(1) 口演用発表スライドの作成は、Microsoft Office PowerPoint を使用してください。

会場の PC は、Windows11 (Power Point2021) です。

フォントは標準装備されているものをお使いください。(MS ゴシック, MSP ゴシックを推奨いたします)

特殊なフォントを使用されますと代替フォントが使用され、レイアウトが崩れることがあります。特殊なフォントをお使いになるときは画像化し、オブジェクトとして貼り付けてください。

ご発表スライドは 16:9 にて作成ください。

(2) 口演またはポスターのいずれの発表になるかは、学会委員会が最終決定します。

(3) 口演またはポスターいずれの発表も、学会当日に会場での発表になります。後日のオンデマンド配信はありません。

(4) 各演題に対する質疑応答は、発表時間の会場で受け付け、会場で回答していただきます。

2) 注意事項

(1) 資料(パンフレット・用具等)を会場内で配布および販売することはできません。

(2) 会場内における写真の無断撮影は禁止です。

(3) 研究報告、症例報告、業務改善報告のいずれにおいても、発表と質疑の方法は同じです。

2. 利益相反の自己申告について

長野県看護研究学会では、演者(筆頭、共同)は、研究報告、症例報告、業務改善報告いずれも、関連する衛生用品、薬剤、器材等の企業等との関わりについて、日本看護協会が提示する「日本看護学会における利益相反に関する指針」に準拠して、開催時から遡って過去 3 年以内の利益相反について自己申告してください。利益相反がない場合でも、ないことを明示してください。

例) <利益相反がない場合>

<利益相反がある場合>

[タイトル]	[タイトル]
[所属] ○[筆頭演者名]、[共同演者名(全員)] CoI 開示	[所属] ○[筆頭演者名]、[共同演者名(全員)] CoI 開示
演題発表に関連し、開示すべき CoI 関係にある企業などはありません。	演題発表に関連し、CoI 関係にある企業 講演料 ○○製薬株式会社 受託・共同研究費 ○○会社 奨学寄付金・原稿料 株式会社○○ 贈答品の受領 ○○機器会社

＊「日本看護学会における利益相反に関する指針」一部抜粋

利益相反とは、企業、団体等との共同研究の実施、企業、団体等からの研究費の受領その他研究者と特定の企業、団体等との間の経済的関係が存在する場合に、公的利益（研究により得られる成果の社会への還元）と私的利益（特定の企業、団体等から個人が取得する金銭、地位、利権等）が研究者個人の中に生じる状況のことを指す。

本学会会員であるか否かを問わず、以下の活動を含む本学会において行われるすべての活動に本指針を適用する。

- ① 本学会学術集会での講演
- ② 本学会学術集会での演題発表
- ③ 本学会学会誌への論文投稿

申告すべき利益相反状況の基準は次のとおりとする。

- (1)研究者等が当該企業、団体等の役員、顧問職等に就任し、1つの企業、団体等からの報酬が年間100万円以上である場合
- (2)研究者等が当該企業、団体等の株（未公開株やストックオプションを含む）を保有し、かつ、1つの企業、団体等の株の保有等による年間利益（配当、売却額の総和）が100万円以上である、又は全株式の5%以上を保有する場合
- (3)研究者等が当該企業、団体等から受領した特許権等の使用料が年間100万円以上である場合
- (4)研究者等が当該企業、団体等から受領した日当、講演料等で、1つの企業・団体等からの合計が年間50万円以上である場合
- (5)研究者等が当該企業、団体等から受領した原稿料が年間100万円以上である場合
- (6)研究者等が当該企業、団体等から受領した研究資金（受託研究、共同研究、奨学寄附金等名目の如何を問わず、申告に係る研究の研究資金を除く。）が、1つの研究について200万円以上の場合
- (7)研究者等が当該企業、団体等がスポンサーとなる寄付講座に所属している場合
- (8)研究者等が当該企業、団体等から受領したその他の利益（研究とは関係のない旅行、贈答品等）の合計が年間10万円以上の場合
- (9)研究者等が当該企業、団体等の役員等と親族関係にある場合その他研究者等と当該企業、団体が特別な縁故関係にある場合

2022年8月1日制定

2023年8月1日改定

2024年4月1日改定

2024年4月24日改定

2025年2月28日改定